

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)
地域名 (地域内農業集落名)	山手・峠地区 (山手後・山手前・峠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は明治時代に栽培が始まった歴史あるブドウ産地で、農地開発や畑地灌漑施設の整備により産地がさらに拡大し、県内のブドウ産地の一角を占めてきた。近年では、シャインマスカットの栽培を積極的に進めるなど、営農意欲が非常に高く、1戸当たりの平均栽培面積は70aと県下随一の規模で雇用労働力を利用して1ha以上栽培する生産者も多く、人口減少が続く久米南町の雇用創出にも結びついている。また、耕作放棄ブドウ園の再生やたばこ廃作地のブドウ園転換、そして令和2年からは遊休水田等を造成し、新規園地を造成した。これまで新規就農者の受け入れを積極的に行ってきた結果、耕作者の年齢構成においても、新規就農者の参入により、平成20年に63.4歳だった平均年齢は令和5年には49.9歳と10歳以上も若返り、若手農業者が増えたことで産地の活性化に貢献している。一方で、露地野菜と水稻をメインに慣行栽培による農業をおこなっている地域には、離農者や農業者の高齢化が影響しており、耕作放棄地の拡大を防ぐためにも、高収益作物の栽培に転換できるよう圃場整備をおこない、新規就農者などの担い手を確保していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、認定農業者や認定新規就農者などの担い手が多く、まだまだ園地が不足することから、第2期の基盤整備事業を計画中である。荒廃農地を含む棚田をブドウ園地として再整備し、産地の面積拡大による供給力の強化に取り組んでいく。また、整備計画外の農地についても、離農者や後継者不在者の農地を、担い手へスムーズに貸し付けができるよう、地域内での情報共有と担い手の育成を強化していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農用地の活用方針など、今後も地域内において話し合いを実施していく。そのうえで、農地中間管理機構を活用し担い手等への農地集積・集約化を進める。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・離農する農家や規模縮小する農家の農地について、情報収集を図るとともに、農地中間管理機構を通して集積・集約を図る。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>・圃場整備を実施していない農地についての農地や水路の改善については、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業等の補助事業を活用し、農地の有効活用及び農業の生産性向上を図る。また、必要に応じて国等の補助を活用して圃場整備事業に引き続き取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・地域内の担い手は多く、多様な経営体が存在しているので、離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、地域外からの多様な経営体の参入も検討する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>・農業従事者の労力軽減や労働時間の短縮等、農業経営の効率化を見込めるものについて検討していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策について、地域内の被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置・強化等、各種支援施策も活用しながら効果的・効率的な取組を進める。

③大規模経営で高品質生産を維持するためには労働力の確保に加え、栽培管理の省力・軽労化が必要なため、農地の基盤整備と併せたスマート農業技術の導入を進める。